

議案第十一号

港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清 家 愛

港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条（見出しを含む。）、第十二条の見出し及び同条第一項並びに第十四条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第十八条第六号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第七号中「並びに」を「その他の」に改める。

第二十条第一項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第二十二条第二号中「係る利用定員」の下に「（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項又は第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第二十四条の二 子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前二条の規定は適用しない。

第二十八条後段を削る。

第二十九条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和七年以内閣府令第九十六号）の施行による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年以内閣府令第一号）の一部改正を踏まえ、乳児等通園支援事業者が定める運営規程に関する基準の変更等をするため、本案を提出いたします。